

# 総 括 調 査 票

調査事案名	(3) 地域少子化対策強化事業			調査対象 予 算 額	平成29年度：2,573百万円の内数、平成28年度：1,033百万円、 平成27年度：1,094百万円（参考 平成30年度：999百万円の内数）		
省庁名	内閣府	会計	一般会計	項	子ども・子育て本部	調査主体	共同
組織	子ども・子育て本部			目	地域少子化対策重点推進交付金	取りまとめ財務局	(東海財務局)

## ①調査事案の概要

### 【事案の概要】

#### ○結婚新生活支援事業

結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（新居の家賃、引越費用等）を補助する地方自治体を対象に、地方自治体による補助額の一部を補助するもの。

予算措置年度	平成27年度補正	平成28年度補正	平成29年度	平成30年度
予算額	1,094百万円	1,033百万円	(55百万円)	(420百万円)
執行額 (執行率)	61百万円 (5.6%)	233百万円 (22.6%)	- (-)	
補助率	3/4	3/4	2/3	1/2
補助上限額 (事業費ベース)	1世帯当たり18万円	1世帯当たり24万円	1世帯当たり24万円	1世帯当たり30万円
年齢制限	なし	なし	なし	夫婦ともに34歳以下
所得制限 (世帯所得)	300万円未満	340万円未満	340万円未満	340万円未満
資金の流れ	<pre> graph LR     A[内閣府] -- 補助 --&gt; B[都道府県]     B -- 事業計画 --&gt; A     B -- 間接補助 --&gt; C[市区町村等]     C -- 事業計画 --&gt; B     C -- 家賃・引越費用等に対する補助 --&gt; D[新婚世帯]     D -- 申請 --&gt; C </pre>			

注) 平成27年度補正及び平成28年度補正予算は、結婚新生活支援事業費補助金として事業を実施している。  
平成29年度及び平成30年度の予算額は、地域少子化対策重点推進交付金の内数であり、積算上の計数を記載している。  
平成27年度補正及び平成28年度補正予算は全額翌年度に繰り越しており、執行額は執行年度ではなく、便宜上予算額に対応する実績を記載している。

(補足) 地域少子化対策強化事業は、結婚・妊娠・出産、子育ての取組についての支援もあるが、今回の調査は結婚新生活支援事業に限定して行っている。

# 総 括 調 査 票

調査事案名 (3) 地域少子化対策強化事業

## ②調査の視点

### 1. 事業の効果について

①住民に対する認知度は十分か。結婚の後押し効果はあるか。

②結婚新生活支援事業を実施していない市町村の理由は何か。

③結婚新生活支援事業から撤退した市町村の理由は何か。

### 2. 計画に対する実績について

・事業実施市町村の計画と実績に乖離はないか。

注) 実績額と申請額(所要見込額)を混同していた市町村が複数あったことから、実績率を実績件数/計画件数で算出

#### 【調査対象】

平成26年度～29年度の間に地域少子化対策強化事業を実施した435自治体  
都道府県：43先  
市町村：354先  
回収率：94.9%

## ③調査の結果及びその分析

### 1. 事業の効果について

① 住民に対する認知度は十分か。結婚の後押し効果はあるか。

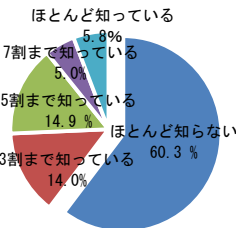
平成28年度～29年度に本事業を実施した市町村233先の普及方法を調査した結果、ホームページ、広報紙のほか、あらゆる機会・媒体で当該事業を普及していたことが分かる。【表1】

このうち、婚姻届受理時の認知度調査をしていた121先を調査した結果、60.3%の市町村が「婚姻届者のほとんどが当該事業を知らない」と答えていて、受給者の多くが婚姻届提出時に初めて補助金の存在を知って申請しており、結婚への後押し効果は薄いと言わざるを得ない。【図1】

【表1】普及方法上位10選  
(対象先233先)

1	ホームページ	96.1%
2	広報紙	90.6%
3	婚姻届提出時	79.8%
4	公的施設での掲示	56.2%
5	不動産業者での掲示	28.3%
6	結婚支援事業での周知	20.6%
7	SNS	13.7%
8	新聞	13.3%
9	ラジオ	11.2%
10	イベント・祭り	9.4%

【図1】住民の認知度  
(対象先121先)



② 結婚新生活支援事業を実施していない市町村の理由は何か。

地域少子化対策強化事業を実施している市町村354先のうち、本結婚新生活支援事業を未実施の市町村121先に対して、実施していない理由を調査した結果、約半数の49.6%の市町村が「結婚への後押し効果が不明なため」と事業の效果に疑問を感じていることが分かった。

また、19.8%が「市町村分の財源が付かなかったため」と回答しており、市町村における優先順位が低いことが分かった。なお、一部の市町村からは、「少子化対策として継続的な子育て家庭の支援を優先的に取り組んでいくため」、「国の補助がなくなったときに、市でやめることができないため」との意見も見受けられた。

③ 結婚新生活支援事業から撤退した市町村の理由は何か。

結婚新生活支援事業を実施したことのある市町村233先の約1割に当たる24先が既に事業から撤退しており、その撤退理由としては、66.7%が「申請数が少なかったため」、45.8%が「結婚への後押し効果が不明なため」としているところ。

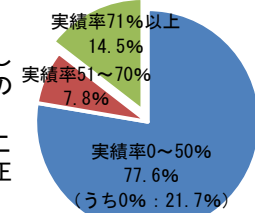
なお、一部の市町村からは「所得要件が厳しい」との意見も見られた。

### 2. 計画に対する実績について

また、事業実施市町村233先の計画件数に対する実績件数を調査したところ、実績率7割超の市町村はわずか14.5%であり、77.6%もの市町村が実績率5割以下、うち実績なしが21.7%もあった。【図2】

市町村における計画の算定が過大であることは明らかであり、この結果が事業全体の低調な執行率(平成27補正5.6%、平成28補正22.6%、平成29年度ゼロ)に繋がっている。【1ページの表】

【図2】年間計画に対する実績率  
(対象先233先)



## ④今後の改善点・検討の方向性

### 1. 事業の効果について

結婚新生活支援事業は、経済的な理由で結婚に踏み切れない者に対し、新生活立ち上げ時の引っ越し・家賃等の費用を補助することで、結婚の希望の実現を後押しする事業であって、単なる結婚お祝い金ではない。

調査の結果、本事業は、婚姻届提出時に初めて補助金の存在を知ったものが多く、「結婚への後押し」に繋がっているとは言いがたい。

既に内閣府は、中期的な成果検証を行うべく、普及の強化はもとより認知度調査の徹底、利用者アンケートを通じた効果の検証等を進めているが、今回の調査結果を踏まえ、中期的ではなく、平成31年度予算編成過程において「結婚の後押し効果」を立証すべきである。

### 2. 計画に対する実績について

調査の結果、市町村における計画の算定が過大であることから、市町村の計画と実績が近づくよう算定方法を改める必要がある。

内閣府は、平成30年度執行に当たり、事業費の適切な算定方法を市町村に示して、計画と実績との解消等の改善に取り組んでいるが、平成31年度の要求に際しては、実績に則した要求額とするべきである。

また、その際は、「経済的な理由で結婚に踏み切れない者」を後押しする本事業の趣旨を踏まえ、安易に受給要件を緩和すべきではない。